

公益財団法人新潟消防協会分担金等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟県消防協会（以下「この法人」という。）の定款第4条の事業を実施するための分担金に関し必要な事項を定め、事業の安定的な実施と収入の確保によってこの法人の財務基盤の確立を図ることを目的とする。

(分担金)

第2条 分担金は、市町村、市町村消防担当部局又は消防を担う一部事務組合等が負担するものとし、その額は理事会の議決を経て定める。

(分担金の算定基準)

第3条 前条の分担金は次の各号に基づき算定した額を基準とする。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 団員、職員数割 | 分担金総額の20パーセントを団員及び消防職員定数（新潟県の前年度の10月1日現在の数）で除した額 |
| (2) 世帯割 | 分担金総額の40パーセントを県内の世帯数（新潟県の前年度10月現在の公表世帯数）で除した額 |
| (3) 財政力指数割 | 分担金総額の40パーセントを県内の基準財政収入額（新潟県の前年度10月現在の公表数）で除した額 |

(分担金の納付期限)

第4条 分担金は、毎年6月末日までに納付するものとする。

(分担金の使途)

第5条 分担金は、公益目的事業及びこれに伴う事務費に充てるものとする。

(補 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人設立の登記の日（平成 年 月 日）から施行する。